

昭和56年度 沖縄海区漁業調整委員会開催状況

	開催日時・場所	議 題	内 容
第1回	S56.5.18	(1) 港湾工事に伴う漁業補償申請書の認定について	那覇港工事事務所長から、同港湾区域内における組合未加入の自由漁業者に対し、漁業補償すべきか否かの照会があり、これへの回答を審議した。当委員会での判断は困難なので、補償者の実態調査等をふまえて実施者で判断願いたいとり返答を行うことになった。
		(2) パッチ網漁業の取扱について	沖縄市の漁業者から、操業希望が出されていたことに対し、審議した。パッチ網の網目では、沿岸域の幼魚が乱獲され、資源の枯渇となること、中城湾等は、現在でも狭隆な漁場であること、仮に漁場を漁業権外の沖合とするならば、操業自体が成り立たないこと等の理由から同漁業の操業には反対していくことを決定した。
		(3) 小型まき網漁業の経過報告	小型まき網に用いられた船の実トン数が登録トン数より大きく、さらに規則での5トン未満をも大きくなっているのではないか等という疑義について審議した。実トン数を確認するため、早急にドッグ入りさせ、検査すること、トン数が大きければ減トン工事の実地、代船の購入と許可のやり直し等を行い、適正化を図ることを決定した。
		(4) ごち網漁業に対する委員会指示の期間満了に伴う新たな取扱方針の決定について	これまでの経過と今後のスケジュール予定を説明し、次回に本格的に審議することとした。
第2回	S56.7.6	(1) ごち網漁業に対する委員会指示の期間満了に伴う新たな取扱方針の決定について	これまでの経過と56年度取扱方針案について審議したところ、ごち網以外の他の漁業者以外の意見を徴すべきとの指摘があったので、次回に報告することとし継続審議となった。
第3回	S56.7.13	(1) ごち網漁業に対する委員会指示の期間満了に伴う新たな取扱方針の決定について	ごち網操業に対する他の漁業者の意見等も審議した。56年度の取扱方針として、①操業実績のある船に限定して操業を章認、②承認期間を1年延長することを決定した。
		(2) その他報告事項(第1回委員会において決定した事項のその後の結果を報告した。)	報告事項として、①港湾工事に伴う漁業補償申請書の認定結果について、②パッチ網漁業の取扱について、③勝連町の小型まき網の結果について、④慶良間における追込網の操業に関する要請を報告した。
第4回	S56.8.10	(1) ごち網漁業の承認について	各漁協の同意を得て申請された41名の希望者について審議し、56年度取扱方針に基づき、41隻を承認した。
第5回	S57.1.18	(1) 伊平屋漁協から申請のあった共同第1号共同漁業権の共有について	共有の適格性について審議した。伊平屋漁協が共同第1号共同漁業権を伊是名漁協と共有することについて異議ない旨答申することを決定した。
		(2) 漁業権切替えに伴う漁場計画樹立のための基本方針素案について	概要の説明を受け、大むね異議ないことを確認した。
		(3) その他報告事項	報告事項として、①慶良間における追込網の操業について、②ごち網等の操業実態調査を実施することについてを報告した。
第6回	S57.3.27	(1) 長崎県の漁業権の実態報告及び漁業権切替えへの取組み方について	長崎県の事例を参考とした。
第7回	S57.3.30	(1) 漁場計画樹立のための基本方針素案に対する関係機関からの意見について	意見を報告し、これに対する今後の取扱方針を決定した。